



平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク
代表者名 代表取締役社長 田 尻 稲 雄
(コード番号 4 3 5 0 東証第一部)
問合せ先 取締役財務部長 平 島 英 治
(TEL . 0 1 1 - 6 1 2 - 1 0 6 9)

「内部統制基本方針」改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の内容の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制基本方針（平成 27 年 5 月 1 日改定）

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) メディカルシステムネットワークグループ一体となり、法令、定款及び企業倫理を遵守するため、「メディカルシステムネットワークグループ企業行動憲章」他必要な規範、規則をグループ共通規程として、グループ各社に整備する。
 - (2) 「コンプライアンス基本規程」により、コンプライアンス担当役員を任命し、その直下に、コンプライアンス担当部署を設け、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
 - (3) 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動憲章に従い、メディカルシステムネットワークグループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範する。
 - (4) 内部監査室は、メディカルシステムネットワークグループにおける内部監査を実施し、メディカルシステムネットワークグループの業務運営の適正性を評価する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告する。
 - (5) メディカルシステムネットワークグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、グループ全使用人が直接通報を行う手段として、当社総務部内及び社外の弁護士によるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益な取扱いをしないこととする。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理する。
 - (2) 取締役は、保存された文書を必要なときに閲覧できる体制を維持する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理基本規程」により、メディカルシステムネットワークグループのリスク管理を統括する部署を定め、メディカルシステムネットワークグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査室は、グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - (2) 事業上の重大な経営危機が発生した場合は、「メディカルシステムネットワークグループ危機対応規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ各社の規程により、当社及びグループ各社の取締役の職務及び意思決定に関するルールを定め、「関係会社管理規程」に定めるグループ各社の重要案件については、当社で事前協議を行った後、グループ各社の取締役会において審議する。
 - (2) 中期経営計画、年次事業計画に基づいて、計画達成のために職務を遂行し取締役会及びグループ経営会議において、その進捗管理を行う。
5. 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社は、グループ各社から、「関係会社管理規程」に定める事項の報告を受ける他、特に重要な事項については、当社で事前協議を行う。また、定期的開催されるグループ経営会議により、業績、財務状況その他の重要な情報について報告を受ける。
 - (2) コンプライアンス違反他、重大なリスク要因が発生した場合は、速やかに、当社に報告する体制を整備する。
6. 当社の監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役職務が円滑に行われるよう、監査役付を置く等の措置を実施する。
 - (2) 監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告を行い、了承を得る。
 - (3) 監査役付への指揮命令権は、監査役に帰属する。監査役付が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役補助業務を優先する。
7. 当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役、使用人及び監査役が当社の監査役に報告するための体制
 - (1) 取締役、使用人ならびにグループ各社の取締役、使用人及び監査役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、内部通報の状況及び重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直接又はこれらの者から報告を受けた者を通じて、監査役に報告を行うものとする。
 - (2) 監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及びグループ各社は、前号の内容の報告を行った取締役、使用人ならびにグループ各社の取締役、

使用人、監査役に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行わないものとする。

9. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置する。その他、追加で発生した監査役の職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。

10. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、グループ経営会議等の重要な会議に必要に応じて出席し、報告を受け、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と面談し、監査に必要な情報交換を行う。
- (4) 監査役会は、独自に意見形成するため、必要に応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

以上